

# 登録バイリンガル制度について

## 1. ねらい

海外から日本の公立小中学校に初めて編入する外国人児童生徒は、毎年増加しています。その中には、日本語が分からず、日本の学校生活の習慣やルールに戸惑う子どもも多くいます。豊橋市教育委員会では、こうした子どもが日本の学校生活に穏やかに適応していくための支援として、母語が分かる登録バイリンガルを派遣する制度を設けています。登録バイリンガルは、編入直後の10～40時間程度（1～4週間）を自途として、主に在籍学級での初期生活適応支援の補助を行います。

現在対応できる言語は、中国語、英語、スペイン語、韓国・朝鮮語、タガログ語、ポルトガル語、インドネシア語の7言語です。

## 2. 学校での活動条件

- 活動日は、学校授業日（平日）です。
- 活動時間は、学校の授業時間内で6時間以内です。
- 謝礼は、1時間当たり1,340円（月末締翌月15日払・交通費支給なし）です。

支払金額は、【1ヶ月の総合計時間×@1,340】となります。

なお、支払いの計算は30分単位で行い、15分未満は切り捨て、15分以上は切り上げて計算します。（下表参照）

総合計時間		⇒	支払対象活動時間	支払計算
例①	25時間14分	⇒	25時間	25 × @1,340
例②	25時間15分～44分	⇒	25時間30分	25.5 × @1,340
例③	25時間45分	⇒	26時間	26 × @1,340

※子どもの状況により、活動の条件（言語、期間、時間、活動形態、内容）は異なります。

## 3. 活動内容

- 初期生活適応支援
  - 子どもの母語での生活適応支援
  - 連絡帳、連絡文書の翻訳
  - 保護者と学級担任間の通訳
- 通訳支援
  - 保護者会、進路説明会等の学校行事に合わせた通訳

## ※注意点※

- 初期生活適応支援終了後の通訳・翻訳支援は、学校からの依頼を学校教育課が受け、その都度登録バイリンガルを派遣します。その際は、通訳派遣申請書が必要となります。
- 登録バイリンガルは、学校からの直接依頼（学校教育課を介さない依頼）を受けません。

## 4. 活動方法

- (1) 登録バイリンガルは、教員のもとで活動を行います。単独での判断、指導は行いません。
- (2) 登録バイリンガルは、子どもの在籍学級に入り込んで教科学習の授業の流れを簡単に説明します。
- (3) 学校行事等の翻訳は、原則として行いません。学校関係の文書はホームページ「豊橋外国人児童生徒教育資料」に載せてあります。P13「翻訳文書について」をご確認ください。

## 5. 活動の流れ

- ① 学校教育課が保護者から登録バイリンガルの依頼を受けます。
- ② 学校教育課から学校へその旨を連絡します。
- ③ 条件にあった登録バイリンガルを学校教育課で決定します。
- ④ 学校教育課からの依頼を受けて、登録バイリンガルが学校で活動します。
- ⑤ 学校から提出された活動時間数を学校教育課で確認し、登録バイリンガルは翌月に謝礼を受けます。

### 《登録バイリンガルのお問い合わせについて》

- |                    |         |                                  |
|--------------------|---------|----------------------------------|
| 登録バイリンガルの派遣申請書について | 51-2827 | (指導グループ 指導主事)                    |
| 登録バイリンガルの支払いについて   | 51-2825 | (学事グループ)                         |
| その他全般              | 51-2077 | (外国人児童生徒相談コーナー<br>登録バイリンガル担当相談員) |